

インターネットを使った選挙運動が解禁されますが、

未成年(年齢満20歳未満)の方は 選挙運動はできません!

インターネットでも
現実の世界でも

未成年者の選挙運動は、法律で禁止されています。(公職選挙法第137条の2)

選挙運動とは、特定の選挙で特定の候補者の当選を目的として投票をしてもらうために有利な活動のことです。

例えば、未成年者が特定の候補者を当選させるために以下のようなことをすると、法律違反で罰せられるおそれがありますので、注意してください。



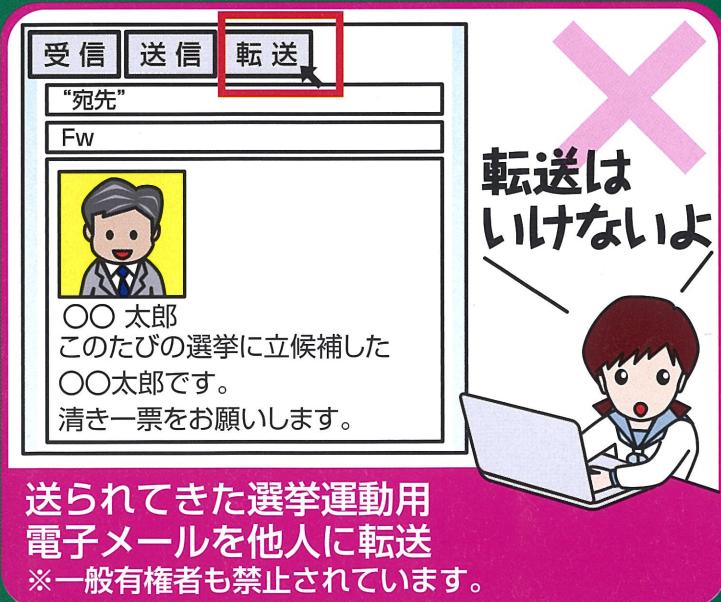
自分で選挙運動メッセージを
掲示板・ブログなどに書き込み



他人の選挙運動の様子を
動画共有サイトなどに投稿



他人の選挙運動メッセージを
SNSなどで広める
(リツイート、シェアなど)



送られてきた選挙運動用
電子メールを他人に転送
※一般有権者も禁止されています。

これらはあくまで例示であり、選挙運動に当たるかどうかは、個別具体的な事実関係に即して判断されます。

インターネット選挙運動については、詳しくは総務省ホームページを御覧ください。ネット選挙運動総務省 検索

総務省